

(記載上の注意)

- 1 業務の種別欄には、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。
- 2 販売業にあつては、登録年月日は、新規登録のときの有効期間の開始日を記載すること。

(添付書類)

1 毒物劇物販売業

- | | |
|--|--------|
| (1) 毒物劇物販売業者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更した場合 | なし |
| (2) 毒物又は劇物を貯蔵し又は運搬する設備を変更した場合 | 設備の概要図 |
| (3) 店舗の名称を変更した場合 | なし |

2 特定毒物研究者

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 特定毒物研究者の氏名及び住所を変更した場合 | なし |
| (2) 主たる研究所の名称又は所在地 | 設備の概要図 |
| (3) 特定毒物を必要とする研究事項 | なし |
| (4) 特定毒物の品目 | なし |
| (5) 主たる研究所の設備の重要な部分 | 設備の概要図 |

※ 添付書類の省略について

必要な書類と同一の書類が、毒物及び劇物取締法上の申請等又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可申請の際に、新潟県（又は新潟県を經由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長）に提出されている場合は、添付を省略することができる。ただし、提出先の店舗等を廃止した場合には、適用されない。

省略できるのは、省略する書類の名称と、提出先の登録（許可）の種類と登録（許可）番号及び提出時の登録（許可）年月日を備考欄に付記したときに限る。

なお、相続及び営業譲渡等に伴う申請の場合には、書類を添付すべき者と同一の書類を提出した者が異なる場合であっても省略できる。